

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。)の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

(競争入札に参加する者に必要な資格)

第3条 競争入札には、次に掲げる要件を満たすことを知事が認定した者でなければ参加することができない。

- (1) 法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (2) 第6条第1項の規定により申請する日(以下「申請日」という。)の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に申請する業種の経営事項審査(法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。)を受けており、かつ、総合評定値(法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。)に係る通知の請求を行っていること。
- (3) 前号の経営事項審査において、申請する業種の種類別年間平均完成工事高(建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準(平成20年国土交通省告示第85号。以下「国土交通省告示」という。)第1第1号1に掲げる種類別年間平均完成工事高をいう。以下同じ。)があること又は当該経営事項審査に係る審査基準日(国土交通省告示第1第1号2に規定する審査基準日をいう。)の翌日から申請日までの間に施工実績があること。
- (4) 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。以下同じ。)がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の未納の税額(納期限が到来していないものを除く。以下同じ。)がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)に加入していること。
- (7) 第6条第1項の規定による申請を行う時点において、当該申請に当たり重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしてないこと。
- (8) 舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、アスファルトフィニシャーを保有していること(継続的なリース契約等により確実に調達されてい

ると認められる場合を含む。) 及びそのオペレーターを常時雇用していること、並びに舗装施工管理技術者を常時雇用していること。

- (9) とび・土工・コンクリート工事(法面処理工事に限る。)の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械(削孔機械)及びグランドアンカー施工機械(削孔機械)のいずれかを保有していること(継続的なリース契約等により確実に調達されないと認められる場合を含む。)。

(資格の認定等)

第4条 前条の認定は、建設工事の種類(法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。以下同じ。)ごとに行うものとし、当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は、別表に定めるとおりとする。

2 知事は、前条の認定に併せて、第1号に掲げる事項を審査した結果(土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事(法面処理工事に限る。)及び舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)にあっては、次に掲げる事項を総合審査した結果)に基づき、建設工事の種類ごとに、第6条第1項の規定による申請を行った者(以下「申請者」という。)に評点を付し、又はこれを必要な等級に区分するものとする。

- (1) 申請日の直前の経営事項審査に係る国土交通省告示第1各号に規定する審査の項目
- (2) 申請日の属する年度の前3年度(建築一式工事にあっては、前5年度)において県が発注した建設工事の種類別完成工事成績
- (3) 定期審査の申請期間(第5条第2項に規定する期間をいう。以下この号及び次号において同じ。)の初日前2年(追加審査及び随時審査を受ける場合にあっては、当該審査の直前の定期審査の申請期間の初日前2年)の間において県が行った法第28条及び第29条に基づく行政処分
- (4) 定期審査の申請期間の初日前2年(追加審査及び随時審査を受ける場合にあっては、当該審査の直前の定期審査の申請期間の初日前2年)の間において県が行った建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(平成6年7月15日付管発第289号島根県土木部長通知)に基づく指名停止措置
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用の状況及びしまね障がい者就労応援企業(しまねゆめいくカンパニー)の認定状況
- (6) ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度をいう。以下同じ。)の登録事業者としての活動状況
- (7) 除雪業務(凍結防止剤散布業務を含む。)の契約実績の状況
- (8) 災害時における対応状況
- (9) しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)の認定状況及び知事表彰(プレミアムこっころカンパニー)の受賞状況又は殿堂入り状況及び子ども・女性みまもり運動(島根県が推進する子供及び女性を犯罪から守る活動をいう。)の登録事業者としての活動状況
- (10) しまね女性の活躍応援企業の登録状況
- (11) しまね・ハツ・建設ブランド(島根県内の建設業者等の育成及び活性化を図るための新技術活用支援制度をいう。)における新技術の登録状況

- (12) C P D S(一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度をいう。)におけるユニット(学習単位をいう。)及びC P D(一般社団法人島根県建築士会の継続能力開発制度及び一般財団法人建設業振興基金の継続教育制度)の単位取得状況
- (13) 労働安全対策への取組状況
- (14) 建設労働者の福利向上への取組状況
- (15) 若年者(30才未満の者をいう。以下同じ。)の雇用、継続雇用及び資格取得の状況
- (16) 学校支援企業等(島根県教育庁社会教育課が所管する明日のしまねを担う子どもたちの夢を育む学校教育活動を支援する企業等をいう。)の登録事業者としての活動状況
- (17) とび・土工・コンクリート工事(法面処理工事に限る。)にあっては、法面施工管理技術者、グランドアンカー施工士、地すべり防止工事士及びのり面ノズルマンの常時雇用状況並びに種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入施工機械(削孔機械)及びグランドアンカー施工機械(削孔機械)の保有状況
- (18) 舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)にあっては、舗装施工管理技術者(1・2級)、大型特殊自動車免許保有者及び車両系建設機械運転技能講習修了者の常時雇用状況並びにアスファルトフィニッシャー、モーターグレーダー及びタイヤ・マカダムローラの保有状況

- 3 知事は、前条の規定により入札参加資格を有する者(以下「有資格業者」という。)を認定したときは、建設工事有資格者名簿に登載する。
- 4 建設工事の契約担当者(島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第2条第5号に規定する契約担当者をいう。)は、政令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるとき又は政令第167条の12第1項の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名するときは、当該建設工事の請負工事金額に応じて第2項の評点又はこれを必要な等級に区分した当該等級を勘案してこれを行うものとする。

(資格の審査等)

- 第5条 入札参加資格審査は、2年ごとに実施する定期審査、定期審査を実施する年度及び定期審査を実施する年度の翌年度に実施する追加審査並びに隨時に実施する隨時審査とする。
- 2 定期審査は、これを実施する年度の11月1日から1月16までの間に限り申請することができる。
 - 3 追加審査は、定期審査を実施する年度については7月31日から8月10までの間に限り、定期審査を実施する年度の翌年度については4月17日から4月27までの間、7月31日から8月10までの間及び1月15日から1月25までの間に限り申請することができる。
 - 4 追加審査は、申請に係る建設工事の種類について新たに入札参加資格の認定を受けようとする者に限り申請することができる。
 - 5 随時審査を受けることができる者は、知事が別に定める。

(審査の申請手続)

- 第6条 入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定を受けようとする者の商号又は名称、代表者の氏名、認定を希望する業種その他入札参加資格審査に必要な事項を資格申請システム(島根県電子調達共同利用システムから当該システムを利用する地方公共団体に、入札参加資格の認定を申請する

ことができるシステムをいう。以下同じ。)から入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下の条において「申請書」という。)を知事に提出することにより申請することができる。

2 申請者は、次に掲げる書類(県内に主たる営業所(法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。)を有する者にあっては第1号に掲げる書類を、県外に主たる営業所を有する者にあっては第14号から第20号までに掲げる書類を除く。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 許可行政庁が発行する建設業許可を証明する書類(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 営業所の設置状況が確認できる書類
- (3) 役員等名簿
- (4) 建設工事施工実績証明書(様式第3号)(直前の経営事項審査において申請する業種の種類別年間平均完成工事高がない者に限る。)
- (5) 直前の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
- (6) 直前の経営事項審査の際に提出した工事経歴書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第2号の2)の写し
- (7) 直前の経営事項審査の際に提出した技術職員名簿(建設業法施行規則別記様式第25号の6別紙2)の写し
- (8) 法人にあっては、登記事項証明書
- (9) 個人事業主にあっては、本籍地発行の身分証明書
- (10) 県民センター所長が発行した県税の未納の徴収金がないことの証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (11) 消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの納税証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (12) 業態調書(様式第4号)
- (13) 障害者雇用状況調書(土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事(法面処理工事に限る。)及び舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)の入札参加資格の認定を受けようとする者で、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により障害者雇用が義務付けられているもの又は障害者雇用が義務付けられていないもののうち障害者を雇用しているものに限る。)
- (14) 災害時地域貢献申告書(土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事(法面処理工事に限る。)及び舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、国、県又は県内市町村と防災協定を締結している団体に加盟していないもので、国、県又は県内市町村からの要請を受け緊急時対応を行った実績のあるものに限る。)
- (15) 雇用者関係調書(土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事(法面処理工事に限る。)及び舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、若年者の雇用、継続雇用及び資格取得がある場合に限る。)
- (16) C P D取得確認書類(様式第8号)(建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、C P Dにおける単位数を取得しているものに限る。)
- (17) ボランティア活動実績報告書(様式第9号)(土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事(法面処理工事に限る。)及び舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、C P Dにおける単位数を取得しているものに限る。)

認定を受けようとする者のうち、ハートフルしまねとしての登録及び活動実績があるものに限る。

- (18) 労働安全講習受講実績報告書（様式第 10 号）（土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）及び舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、建設業労働災害防止協会の実施する労働安全講習の受講実績のあるものに限る。）
- (19) 第 17 号に掲げるもののほか、第 4 条第 2 項第 5 号から第 17 号に規定する状況が確認できる書類（土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）及び舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、同項第 5 号から第 17 号の中で該当があるものに限る。）

- (20) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）及び舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）の入札参加資格の認定を受けようとする場合であって、当該業種に係る 1 級技術者（法第 15 条第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。）が 3 名以上在籍するときは、当該 1 級技術者のうち 3 名について、それぞれ次に掲げる書類を前項の書類と併せて提出するものとする。合格証明書又は認定証明書の写し 直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類

4 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）及び舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）の入札参加資格の認定を受けようとする場合であって、前項に規定する場合に該当しないときにおいて、当該業種に係る法第 7 条第 2 号イに該当する者、同号ロに該当する者又は同号ハに該当する者が 2 名以上在籍する場合は、当該技術者 2 名について、それぞれ次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を第 2 項の書類と併せて提出するものとする。

- (1) 法第 7 条第 2 号イに該当する者

- ア 卒業証明書及び 3 年又は 5 年以上の実務経験証明書
 - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類

- (2) 法第 7 条第 2 号ロに該当する者

- ア 10 年以上の実務経験証明書
 - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類

- (3) 法第 7 条第 2 号ハに該当する者

- ア 合格証明書又は認定証明書の写し
 - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類

5 第 1 項ただし書及び前 3 項の規定により提出する書類のうち、申請書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

6 第 2 項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

7 第 1 項ただし書及び第 2 項から第 4 項までの規定により提出する書類は、土木部土木総務課へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便により送付するものとする。

ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、知事が別に定める方法により提出することができる。

(審査結果の通知)

第7条 知事は、入札参加資格の審査の結果を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 認定された入札参加資格の有効期間は、定期審査については当該認定を受けた年度の翌年度の4月1日から2年間、追加審査及び隨時審査については認定を受けた日から直後の定期審査が実施される年度の3月31日までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めた場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。

(商号等の変更の届出)

第9条 有資格業者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を、当該変更のあった事項の内容その他必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に届け出なければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、建設工事入札参加資格変更届出書（様式第11号。以下この条において「変更届出書」という。）を知事が別に定める方法により提出して届け出ることができる。

(1) 商号又は名称及び代表者

(2) 営業所の名称、所在地、郵便番号及び電話番号並びにその代表者

2 前項の規定による届出を行った者は、同項の変更があったことを証明する書類を提出しなければならない。

3 第6条第5項から第7項までの規定は、第1項の規定による届出及び前項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、第6条第5項中「第1項ただし書及び前3項」とあるのは「第9条第1項ただし書及び第2項」と、「申請書」とあるのは「変更届出書」と、同条第6項中「第2項各号に掲げる書類」とあるのは「第9条第2項の書類」と、同条第7項中「第1項ただし書及び第2項から第4項まで」とあるのは「第9項第1項ただし書及び第2項」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第10条 知事は、有資格業者が第2条第2項に該当することとなったとき、第3条第1号に該当しなくなったとき又は不正の手段により同条の認定を受けたと認められるときは、入札参加資格の認定を取り消すものとする。

(特例)

第11条 第5条第5項の規定は、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第2条第2項の規定による入札参加資格の審査については、適用がないものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 13 年 3 月 30 日から施行する。

(令 2 告示 494・旧附則・一部改正)

(新型コロナウイルス感染症に係る特例)

2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、営業年度が令和元年 10 月 29 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間に終了するものについての令和 3 年 1 月 31 日までの間における第 3 条第 2 号の規定の適用については、同号中「第 6 条第 1 項の規定により申請する日（以下「申請日」という。）の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日」とあるのは、「平成 30 年 10 月 29 日」とする。

(令 2 告示 494・追加、令 3 告示 713・一部改正)

3 次の表の左欄に掲げる期間に一般競争入札又は指名競争入札を実施する場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる入札参加資格審査の結果に基づく評点又はこれを必要な等級に区分した当該等級に係る第 4 条第 4 項の規定の適用については、同項中「第 2 項」とあるのは「第 2 項（同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を除く。）」とする。

令和 3 年 4 月 1 日から	平成 30 年度における定期審査
令和 4 年 3 月 31 日まで	令和元年度から令和 3 年度までにおける追加審査及び隨時審査
令和 6 年 4 月 1 日から	令和 3 年度における定期審査
令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 4 年度から令和 6 年度までにおける追加審査及び隨時審査

(令 3 告示 713・追加)

4 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、定期審査は、令和 2 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度においては実施しないものとし、令和 3 年度及び令和 6 年度において実施するものとする。

(令 2 告示 494・追加、令 3 告示 713・旧第 3 項繰下・一部改正)

5 第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、令和 5 年度における追加審査は、7 月 31 日から 8 月 10 日までの間及び 1 月 15 日から 1 月 25 日までの間に限り申請することができる。

(令 2 告示 494・追加、令 3 告示 713・旧第 4 項繰下・一部改正)

6 第 8 条の規定にかかわらず、令和 3 年度に実施する定期審査によって認定された入札参加資格の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間とする。

(令 3 告示 713・追加)

附 則(平成 14 年告示第 1096 号)

この告示は、平成 14 年 12 月 27 日から施行する。ただし、第 3 条に 1 号を加える改正規定（舗装施工管理技術者に係る部分に限る。）の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年告示第 319 号)

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年告示第 204 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定は、平成 16 年 3 月 1 日以後に申請を行う経営事項審査について適用し、同日前に申請を行った経営事項審査については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年告示第 340 号)
この告示は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 289 号)
この告示は、平成 17 年 3 月 11 日から施行する。

附 則(平成 18 年告示第 336 号)
この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 286 号)
この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 852 号)
この告示は、平成 19 年 10 月 23 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 255 号)
この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年告示第 234 号)
この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年告示第 224 号)
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年告示第 651 号)
この告示は、平成 26 年 11 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 408 号)
この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 699 号)
この告示は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則(平成 30 年告示第 748 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 11 月 30 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 30 年度に実施する定期審査並びに平成 31 年度及び平成 32 年度に実施する追加審査及び隨時審査にあっては、この告示による改正後の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号中「定期審査を実施する年度（追加審査及び隨時審査を受ける場合にあっては、当該審査の直前の定期審査を実施する年度）及びその前年度」とあるのは、「平成 28 年 12 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間」とする。

附 則（令和 2 年告示第 494 号）

この告示は、令和 2 年 7 月 28 日に施行する。

附 則（令和 3 年告示第 130 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 713 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 11 月 30 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 3 年度に実施する定期審査並びに令和 4 年度及び令和 5 年度に実施する追加審査及び隨時審査の結果に基づく評点又は等級に係るこの告示による改正後の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定の適用については、同項第 3 号中「定期審査の申請期間（第 5 条第 2 項に規定する期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）の初日前 2 年（追加審査及び隨時審査を受ける場合にあっては、当該審査の直前の定期審査の申請期間の初日前 2 年）の間」とあり、及び同項第 4 号中「定期審査の申請期間の初日前 2 年（追加審査及び隨時審査を受ける場合にあっては、当該審査の直前の定期審査の申請期間の初日前 2 年）の間」とあるのは、「平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までの間」とする。

- 3 この告示による改正前の島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 10 月 31 日から施行する。